

## 平成17年11月22日（火曜日）

### 出席議員（38名）

2番	諏訪良一	議員	23番	奥本吉和	議員
3番	谷口英夫	議員	24番	八尾孝雄	議員
4番	堀江健爾	議員	25番	岡野武夫	議員
5番	宮下為幸	議員	26番	若狭明彦	議員
6番	平岡志朗	議員	27番	岩井礼二	議員
7番	定塚勅男	議員	28番	西村秀博	議員
8番	吉本幹男	議員	29番	坂井幸雄	議員
9番	亀野富二夫	議員	30番	若狭武	議員
10番	出雲英夫	議員	31番	石端勇夫	議員
11番	甲部昭夫	議員	32番	小坂博康	議員
12番	泉久男	議員	33番	谷晃吉	議員
13番	大森良策	議員	34番	池田茂雄	議員
14番	藤本一義	議員	35番	木村武司	議員
15番	古玉栄治	議員	36番	田中治夫	議員
17番	河上信男	議員	37番	作間七郎	議員
18番	上見健一	議員	38番	杉本平治	議員
19番	伊賀昭治	議員	39番	清水昭	議員
20番	水野外二	議員	40番	合田喜信	議員
21番	山森功	議員	41番	五十嵐三朗	議員

### 欠席議員（3名）

1番	島田正利	議員	22番	宮本空伸	議員
16番	武田純一	議員			

説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	商工観光課長	古 澤 清 二
教 育 長	水谷内 祝 盛	商工業振興 担当課長	岡 野 昇
参事兼総務課長	小 山 茂 則	上下水道課長	藤 井 博 昭
財政担当課長	澤 伸 一	参事兼住民課長	苗 山 雅 幸
企 画 課 長	吉 田 外喜夫	窓口サービス 担当課長(鳥屋)	小 林 玉 樹
情報担当課長	広 瀬 康 雄	窓口サービス 担当課長(鹿島)	松 栄 哲 夫
地域振興担当課長	堀 内 浩 一	窓口サービス 担当課長(鹿西)	明 星 まさみ
税 務 課 長	林 富 士 雄	保健環境課長	金 岩 進
会 計 課 長	坂 井 信 男	福 祉 課 長	大 村 義 一
参事兼監理課長	久 保 與 夫	保育担当課長	谷 敏 則
地籍担当課長	長谷川 良 次	介護担当課長	小 山 三 雄
シルバー人材センター 事務局 長	八 尾 登喜夫	社会福祉協議会 事務局 長	大 森 一 義
土木建設課長	澤 井 昭 範	教育文化課長	永 源 勝
農業土木担当課長	表 辰 祐	文化財担当課長	桜 井 憲 弘
農 林 課 長	澤 賢 造	生涯学習課長	服 部 顕 了
		スポーツ担当課長	出 雲 修

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 伊佐男	書 記	澤 井 雅 美
書 記	加 賀 忠 夫		

議事日程（第1号）

平成17年11月22日 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案一括上程 議案第32号、議案第33号  
（提案理由説明）

日程第4 質疑・討論・採決

（追加日程）

日程第5 推薦第2号

午後 1 時45分 開会

#### 開会・開議

議長（作間七郎君） ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は38人であります。

平成17年第 6 回中能登町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙により配付いたしましたので、御了承願います。

#### 会議録署名議員の指名

議長（作間七郎君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、11番 甲部昭夫君、12番 泉 久男君を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（作間七郎君） 日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日に決定いたしました。

#### 議案一括上程

議長（作間七郎君） 日程第 3 議案一括上程

議案第32号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第33号 平成17年度中能登町一般会計補正予算

以上、議案 2 件を一括して議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 本日ここに、平成17年第 6 回中能登町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに何かとご多用の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本臨時会に提案いたしました議案第32号及び議案第33号につきまして、一括してその大要をご説明いたします。

議案第32号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本年の人事院勧告により国家公務員の給与改正がなされたため、本町の職員給与も国に準じて改正を行うものであります。

主な改正は、一般職の給料月額と配偶者に係る扶養手当の引き下げを行うとともに、勤勉手当の引き上げを行うものであります。

一般職の給料月額では 4 月にさかのぼり 0.3%の引き下げと、扶養手当でも 4 月にさかのぼり支給月額500円の引き下げを行います。

次に、勤勉手当では 0.05カ月の引き上げを行い、民間の支給割合に見合うよう改定を行うものであります。

また、この改正に伴う引き下げ額の調整は、12月に支給する期末手当において額の調整を行うものであります。

なお、今回の人事院勧告は、昭和32年以来の約50年ぶりの給与構造の抜本的な改革を来年 4 月より実施することが勧告されており、この給与勧告を受けた条例の一部改正を 3 月議会定例会において改めて提案するよう準備を進めておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第33号は、平成17年度中能登町一般会計補正予算についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出にそれぞれ

816万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億9,470万5,000円とするものであります。

歳出につきましては、第6款の農林水産業費、第1項農業費において県単土地改良事業費を計上いたしました。

第10款教育費では、第1項教育総務費において小中学校の統合について各分野の代表の方に検討をしていただく学校統合検討委員会の委員報酬を計上し、第3項中学校費においてはスポーツ大会選手派遣費を計上いたしました。

また、教育施設のアスベスト含有率測定等の委託費として、第1項教育総務費では小中学校施設の17件を、第4項社会教育費では文化財施設1件と社会教育施設2件、第5項保健体育費では体育施設4件分をそれぞれ計上いたしました。

なお、歳入につきましては、特定財源を適正額計上し、不足する一般財源につきましては財政調整基金より繰り入れをし、収支の均衡を図ったものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なご審議をいただき、適切なるご承認とご裁可を賜りますようお願いをいたしまして、提案理由を終わります。

議長（作間七郎君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

#### 質疑・討論・採決

議長（作間七郎君） 日程第4 議案の質疑、討論、採決

これより、議案第32号、第33号についての質疑を行います。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第32号、第33号についての討論を行います。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） なければ、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第32号 条例の一部改正について採決を行います。

議案第32号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 全会一致であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（作間七郎君） 次に、議案第33号 一般会計補正予算議案についての採決を行います。

議案第33号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（作間七郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時53分 休憩

午後1時56分 再開

議長（作間七郎君） 再開いたします。

#### 追加日程

議長（作間七郎君） 日程第5 推薦第2号 中能登町農業委員会委員の推薦について 中能登町農業委員会委員の推薦の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作問七郎君） 異議なしと認めます。よって、中能登町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律第12条の規定による議会推薦の農業委員を3名とし、お手元に配付したとおり袋井 彰君、守山富夫君、堀内哲郎君を指名推選したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作問七郎君） 異議なしと認めます。よって、指名した3名を中能登町農業委員会委員として議会推薦することに決定いたしました。

閉議・閉会

議長（作問七郎君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたします。

平成17年第6回中能登町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午後1時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 作 間 七 郎

署名議員 甲 部 昭 夫

署名議員 泉 久 男